

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：邑智郡総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	102.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.9 %
全職員	84.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	94.9 %
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	— ※1
16～20年	— ※1
11～15年	92.8 %
6～10年	126.0 %
1～5年	69.8 % ※2

【説明欄】

- ・「—」とした区分には一方の性別の職員が存在しない
- ※1 の区分には男女どちらの職員も存在しない
- ※2 育児休業取得者による差異あり
- ・全職員に係る情報について、非常勤職員は、勤務日数に応じて人員数の換算を行っている。
(例：勤務日が20日の月に10日勤務した場合→1/2人と換算)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。